
日本のODAと「人間の安全保障」

星野 俊也

Hoshino Toshiya

はじめに

「人間の安全保障」について、この理念の精緻化と実用化を最前線で引っ張った緒方貞子氏（元国際連合難民高等弁務官、「人間の安全保障委員会」共同議長、国際協力機構〔JICA〕理事長）は、「人びと一人ひとりに焦点を当て、その安全を最優先するとともに、人びと自らが安全と発展を推進することを重視する考え方」と、きわめてシンプルに表現している⁽¹⁾。だが、簡潔な言葉のなかに、今の世界に求められている大切な真理が込められている。

「人間の安全保障」は日本の歴代内閣によって対外政策のなかに取り込まれ、政府開発援助（ODA）政策の根幹を規定する「ODA大綱」が2003年に見直された際、「『人間の安全保障』の視点の導入」が、新大綱の基本方針のひとつに位置づけられた。それから10年を経て、日本はこの理念の国際社会における普及にも努力を傾注した結果、後述する2012年の国連総会決議の採択などを通じ、国際場裏で一定の共通理解が進むようになった。

「人間の安全保障」は、理念を生かすための実践的な政策ツールであることが特徴であり、現場の具体的な援助のプロジェクトやプログラムのなかで活用され、結果を生み出してこそ価値がある。その意味で、日本政府が、この概念を「人間一人ひとりに着目し、人びとが恐怖や欠乏から免れ尊厳をもって生きることができるよう、個人の保護と能力強化を通じて、国・社会づくりを進める」ための視点と定義し、紛争や災害に起因する非常時や感染症の蔓延といった緊急事態など、人間に対する直接的・具体的な「脅威」に対処するため、また、「紛争時より復興・開発に至るあらゆる段階において、尊厳ある人生を可能ならしめるよう」この概念を用いた協力を行なうとの姿勢を示していることは有益である⁽²⁾。さらに、第2次安倍晋三政権においては、「すべての人に基本的保健医療サービスを届けることや、女性が輝く社会を実現することは、一人ひとりの生活を改善し、より豊かな世界をつくることにつながる（岸田文雄外務大臣）」と、「人間の安全保障」アプローチの具体化に高い政策関心を向けていることも明らかにしている⁽³⁾。

いまや日本のODA政策の大きな特徴となっている「人間の安全保障」アプローチを論ずるにあたり、本稿では、政府がこれまでに二国間あるいは多国間のチャンネルを通じて個別に実施してきた案件の分析や評価は行なわない。それよりもむしろ、今日の国際社会において、「人間」を中心に据えた政策がいかなる意味をもち、そのなかで日本が、そのODA政策を含め、どのような役割を果たしうるのかを考えたい。なぜなら、あくまでも「国際の平和と安

全の維持 (maintenance of international peace and security)」が主要なメルクマールであり、「人間の平和と安全の維持 (maintenance of human peace and security)」は原理的には副次的にならざるをえない現行の国際秩序体制の下、その現実に対する反動がいまほどグローバルな広がりを見せている時代はないと思われるからである。

冷戦終結後の1990年代以降、「人間の安全保障」や「保護する責任」や「文民の保護」といった概念が次々と強調され、女性や子供のエンパワーメントに着眼する視点も加わり、一人一人の人間の生存・生活・尊厳を保護し、その強化に目を向けようとする動きが広がってきたのは、決して偶然ではないだろう。本稿では、われわれが、今日の国際社会のなかでトータルな意味で「人間の平和と安全」に対する脅威に対応していくためにはどのような制度的な基盤が必要であり、日本はODAを含むその政策的な取り組みを通じ、これまでどのような役割を果たし、今後はいかなる角度から政策を発展させていけばよいのか、といった問題について考察を試みたい。

1 「国連憲章体制」の動揺と「人間の平和と安全」の要求⁽⁴⁾

もうすぐ戦後70周年を迎えようとする今日、現行の秩序の綻びが顕在化しはじめている。それは「現状」を変更しようとする世界各地での動きにみてとれる。顕著なものとして次の3つの動きを挙げてみよう。

第1は、ロシアによるウクライナ分断とクリミア併合の動きや、中国の東シナ海および南シナ海における海洋進出に象徴される大国の行動である。

現行の秩序モデルを、先の大戦の末期、「国際の平和と安全の維持」を主たる目的に設立された国連の理念や原則を記した国連憲章をベースに構築された「国連憲章体制」と呼ぶならば、その前提となっているのは武力不行使・内政不干渉・領土不可侵である。外部からの力による一方的な国境線の変更は戦争を引き起こす最も直接的な脅威と認識され、したがって最も基本的な禁止事項とされてきた。そのため、違反行為には国連安全保障理事会が軍事・非軍事の制裁を科すことも予定された。

だが、いまやロシアや中国という本来は秩序の擁護者であるべき国連安保理の常任理事国が、率先して現状の国境線に対する強制的な変更を既成事実化しようとする当事国となっている。この事実ひとつをもってしても、現行秩序の動揺は明白である。

第2は、国家に匹敵する実力をつけた非国家主体の台頭である。イラクとシリアでは、重装備の軍事力をもつイスラーム教スンニ派武装組織の指導者が「カリフ (イスラーム教開祖ムハンマドの後継者)」を名乗り、両国にまたがる一定の領土を支配下においた。「イスラーム国」の樹立を宣言した彼らの行動は、植民地主義の名残りの国境線を無効なものとして、イスラーム諸国を統一しようとする力学に基づいている。

第3は、大規模な一般市民の抵抗運動の高まりである。「アラブの春」に沸いた北アフリカや中東・湾岸諸国の運動の波は、「民主化」などと説明されることもあるが、筆者は「脱専制化」と捉えている⁽⁵⁾。香港で中環地区を占拠した多数の学生の行動も同様の背景をもつ。人々が求めているのは、強権的な政権の抑圧からの解放であり、自らの意思で将来を決定する自

由である。民主化との違いは、人々の自己決定の結果が、必ずしも自由・民主・法の支配と
いった、一般的な意味での民主的な社会規範ではなく、ナショナリズムや宗教原理主義の追
求に転じる可能性も排除できない点にある。

これらの動きは、評価すべきものもあれば、断罪すべきものもある。だが、ある意味、共
通して現行の国連憲章体制という秩序モデルの歪みに由来すると考えられる。誤解を恐れず
に言えば、それは、国家重視の秩序モデルに内在する「人間軽視」の論理に行き着く。

例えば、国連憲章体制の下で保全が規範とされる国境線や領土の大方は、かつての植民地
時代に民族や宗教・宗派や言語などを意図的に切り裂いて引かれたものである。多民族国家
でいつも紛争が発生するとは限らないが、人工的に引かれた国境線の内側では自ずと多数派
と少数派が入り混じる複雑な力関係が生じ、それが政治的な抑圧や扇動や権力闘争に結び付
くと、物理的・精神的な犠牲や不公正を強いられるのは、一般の人々である。

「国際の平和と安全の維持」は、第一義的には国家（政府・政権）間の安全の確保（あるい
は戦争の回避）が目的である。民主主義を前提とすれば、それは「人間の平和と安全の維持」
と重なりうるが、非民主的な政権下では、そうはいかない。実際、基本的人権の保障規範の
普遍性は広く認知されていても、その運用が当該国の内政事項である限り、政権の意向で不
干渉原則に阻まれ多くの不幸な人権侵害が発生していることは公然の事実である。

こうみえてくると、近年の一連の展開は、どれも現行の国連憲章体制の歪みを受けて、国家
（政府・政権）に蔑ろにされてきた「人間の平和と安全」のより直接的な確保を求める人々の
動きに裏書きされていることがわかるだろう。

事実、大国の横暴な行動としてのみ取り上げられがちな今回のウクライナ問題だが、その
発端は民衆による腐敗したヤヌコヴィッチ大統領の放逐劇であったことを思い出す必要がある。
シリアでは民衆と強権的なアサド政権との対決が激化し、イラクでも大統領の排他的な
政権運営で宗派対立がエスカレートしていった。過激なイスラーム組織の行動は、そうした
間隙を縫って拡大したものである。残虐極まりない彼らの行動は決して容認できないが、こ
れも理論的には、現行の国家に対する人々の（誤った発想と誤った手段による）抵抗という類
型にあてはまる。

ロシアや中国の政府の行動も、一見すると国家権力を用いた横暴な新帝国主義の実践にみ
えるが、その背景には、現行ルールを犯してまでも外に権益を拡大して自国民の欲望を満た
さないと、民衆によって政権自体の正当性が否定され、内からの国家の分裂や政権の打倒の
動きにつながりかねないという危機感がある。

普段であれば真っ先に正義を語り、軍事オプションも辞さない米政府の反応が煮えきらな
いのは、選挙の季節も控え、大統領が米国本来の理念外交と内政重視の国民感情との間で板
挟みになっている側面が否定できないだろう。

中国の習近平国家主席が主導する汚職摘発も政権存続に国民の支持を得ようとする計算が
ある。インドやインドネシアで庶民派が政治のトップに選ばれたことは、最もストレートな
かたちで「人間の平和と安全」を重視する人々の選択がなされたためと考えられる。そして、
香港の学生たちは、次こそ自分たちでトップを選びたいと立ち上がった。

一般の市民も含め、人々がここまで存在感を示せるようになったのは、経済のグローバル化のなか、中間層を形成する人口が大幅かつ急速に拡大し、彼・彼女らがスマートフォンやインターネットやソーシャル・メディアを手に連帯し合い、メッセージを国内外に発信できるようになったからにはほかならない。

もちろん、今日の世界にあっても「国際の平和と安全の維持」の重要性は変わらない。しかし、より直接的に「人間の平和と安全」を担保しうる新しい秩序モデルが以前に増して強く求められるようになったことも見逃せない。中間層の拡大は、先進世界はもとより、中国やインドといったアジアの新興諸国で今後さらに急速に進むことが予想され、時を経ずしてラテンアメリカやアフリカにも広がっていくものと見込まれるなか、その声はますます無視しえないものとなることだろう。

人々の選択が常に正しく、政府は悪だと言っているわけではない。なぜなら政府を構成するのも人間であり、自らの独りよがりの平和や安定を求める人間の存在ほどやっかいな問題を生じさせるものはないからである。だからこそ、21世紀のこれからの世界では、主権国家中心の国際秩序論の見直しとともに、われわれ一人一人の自己変革により、より適正な人間社会の秩序が求められることになるだろう。「人間の安全保障」アプローチは、そうした時代の背景のなかで生み出されてきた理念である。

2 「人間の平和と安全」をめぐる諸事態

繰り返しになるが、伝統的な国際政治が主権国家を中心主体とし、第一義的に国家の安全保障と国際の平和と安全の維持を主要な関心事項とする相互作用であるならば、国際社会が、内政不干渉原則への抵触というリスクを抱えながらも、他国の国境線の内側の「人々の生(human lives)」に直接目を向けようとする動きが出てきたことは、明らかにパラダイムの変化を示している。もっとも、人々の生に対する脅威は、多様である。第1図は、一方で人間の生に対するより深刻で極限的な脅威からより広範で多岐にわたる状況まで、ある程度、類型化された事態の性格を示し(左欄)、他方ではそうした事態に対処するために国際社会でとりうるソフトからハードに至る行動のメニューを示している(右欄)。言い換えるならば、これらは国際社会において「人間の平和と安全」を脅かす諸事態と、それに対処する諸行動をマッピングしたものと言えるだろう。

「人間の安全と平和」に対する最も深刻な事態は、今日、「保護する責任(RtoPまたはR2P: Responsibility to Protect)」概念の適用対象とされる4つの事態(ここではそれらを総称し「R2P事態」と呼ぶ)、すなわち、集団殺害(ジェノサイド)、戦争犯罪、民族浄化、人道に対する犯罪、である。「保護する責任」論は、2001年の「国家主権と介入に関する国際委員会(ICISS)」の報告書で打ち出されたものである⁶⁾。その後、この概念は、2005年の国連首脳会合(世界サミット)の成果文書に盛り込まれ、さらに国連事務総長特別顧問による概念の定式化と具体的ないくつかのケースでの概念の援用を通じて、国際社会で認知されていった⁷⁾。

もっとも、「保護する責任」概念の台頭は、1990年代に国内で頻発した「人間の平和と安全」にかかわる悲惨な人道危機(例えば、ルワンダでの集団殺害やボスニアでの民族浄化など)

第1図 「国際の平和と安全」に対する諸事態と諸行動

諸事態		諸行動			
		よりソフト ←----- 保護行動 -----> よりハード	第1の柱 当事国の行動	第2の柱 国際協力	第3の柱 断固たる措置
より深刻 ↑ ↓ より広範	R2P 事態	ジェノサイド	予防行動/ 責任ある行動	ロバストな平和維持活動	平和強制行動 (国連安保理決議授權)
		戦争犯罪			
		民族浄化			
		人道に対する犯罪			
		「国際の平和と安全に対する脅威」	国家キャパシティー向上支援	「有志国連合」	
		「文民の保護」	早期警戒 人道支援活動		
		「人間の安全保障」 人々の保護と能力向上	紛争予防活動 平和創造活動 平和維持活動 紛争後の平和構築支援 開発援助 個人の能力向上支援		
		恐怖からの自由 欠乏からの自由 尊厳をもって生きる自由			

(注) 諸行動のメニューはあくまでも例示であり、すべてを網羅するものではない。
(出所) 筆者作成。

の高まりと、それに対する国際社会の不介入（すなわち、残虐な行為を放置・看過してきた姿勢）や限定介入（コソボ紛争での大国の不一致による安保理決議の不採択など）の反省と、従来のいわゆる「人道的干渉」論からの発想の転換とを反映したものである。だが、この概念が誕生したからといって、常に適切に適用されるとは限らない。事実、ある国で発生している人道危機が「保護する責任」の対象となる4つの犯罪のどれを構成しているのか、その認定は時にきわめて政治的であり論争的である。また、「保護する責任」概念が生まれる以前に、既存の枠組みの創造的な適用として、当該国での人道危機が安保理によって「国際の平和と安全に対する脅威」と認定されてきたことがあり、これからも、そのようなかたちで人道危機への対応が正当化される場合があることも認識しておくべきだろう。

では、ある国の内部での非人道的な非常事態が「保護する責任」の対象となる4事態ほどの深刻度ではない場合はどうだろうか。1990年代の各地の内戦では、一般の人々（文民）が脅威にさらされる事態が頻発した。これを受けて、国連安保理は1999年の決議1265で「武力紛争下における文民を故意に標的とすることを強く非難し、すべての当事者に対し、そのような行為をやめるように要請する」と「武力紛争下の文民の保護」事態の重要性を初めて指摘した。それ以来、「差し迫った身体的暴力にさらされている文民」の危機に対する認識が格段に高まり⁸⁾、さらに、文民のなかでも女性や子供の平和と安全を脅かす事態に対しても高い関心が寄せられるようになった。

ところで、「人間の平和と安全」にかかわる事態は、常に紛争がらみとは限らない。日本などが提唱し、国連ではアナン事務総長（当時）の有識者諮問機関として設置された「人間の安全保障委員会」（緒方貞子氏とノーベル経済学賞受賞者のアマルティア・セン＝ケンブリッジ大学教授が共同議長）がその2003年の報告書で整理をした「人間の安全保障」概念が着目し

た事態および支援の対象者には、絶対的な貧困状況のなかで飢餓や感染症の脅威にさらされている人々や甚大な自然災害の被災者なども含まれている⁽⁹⁾。こうした広範な危機に瀕した人々の具体的なニーズを把握し、人々の「自由」（恐怖からの自由、欠乏からの自由、尊厳をもって生きる自由）を確保する必要性がここに込められている。

このように、「人間の平和と安全」に対する危機的な事態の性格は、いくつかの明示的な表現によって区分されてきていることがわかるだろう。

3 「人間の平和と安全」に対する諸行動

では、国際社会は、多岐にわたる「人間の平和と安全の維持」に向けていかなるメニューを有しているのだろうか。もちろん、ここでは、国際社会が具体的な行動をとる政治的な意思があるのかどうか、また、そうした意思があるにしても主要国間（特に安保理5大国間）で意見の一致をみず、みすみす不合理な対応に終始せざるをえなかったことがあることも事実だろう。そうしたときに市民の立場、非政府の観点から苦境に立つ人々を国境を越えても支援しようとするピュアな非政府組織（NGO）や市民社会の活動は貴重である。しかし、人間本位の協力が困難な現実もあることは理解しておく必要がある。とはいえ、国家中心の現行の国際秩序の下であっても、各国政府の指導部にその意思さえあれば、人権と法の支配に基づく国内社会の運営や、ソフトなものからハードな対応まで、国際社会として他国で発生する人道危機に対応しうるオプションは存在しているのである。再び第1図の横軸をみると、3つの柱の下に国際社会のとりうる活動が例示されている。これら3つの柱は、「保護する責任」の実施にまつわる行動である⁽¹⁰⁾。

「保護する責任」論の第1の柱は、当事国の政府が自国に暮らす人々を保護する本来的な責任があることを指摘するものであった。ここでは、各国の政府が国民や住民の基本的人権の保障を当然とする行動、すなわち、主権を国家の権利ととらえるばかりでなく、「責任としての主権（sovereignty as responsibility）」⁽¹¹⁾の観点からの行動をとるべきことが想定されている。そうすれば、深刻な人道危機などは起きようがない、という考えである。

「保護する責任」論の第2の柱は、国家が残虐な4つの犯罪に手を染めることがないように、当事国に国際社会がさまざまなかたちで協力の手を差し伸べる責任に焦点を当てたものである。ここでは、4つのR2P事態の未然防止に向けた国家のキャパシティー強化のための支援が大きな役割をもつことになる。

ところで、「人間の平和と安全の維持」を推進する立場からは、これらの4つの主要な犯罪が発生しなければそれでよいというわけではない。紛争時や災害時はもとより平時にあっても人々が急速に恐怖や欠乏にさらされるリスク（＝「ダウンサイド・リスク」）は発生しうる。そこで、人々がこうした事態から解放され、尊厳をもって生きることのできるスペース（＝「人道空間」）を確保していくための支援は、きわめて重要である。国際社会は、現行の秩序体制の下でも、早期警戒や人道支援、紛争予防から平和創造、平和維持、紛争後の平和構築といった一連のオプションを制度化している。平時からの開発援助も、「人間開発」への関心の高まりとともに、「人間の平和と安全の維持」にとっての重要な行動となることだろう。そ

して、もちろん、多様な脅威に瀕した人々が個々の能力強化を通じて対応力や強靱性を高め、いくための支援もまた必須の活動と言えるだろう。

従来から「保護する責任」アプローチと日本政府などが採用する「人間の安全保障」アプローチとの違いを際立たせようとする議論が多いが、このようにみえてくると、こと「保護する責任」の第2の柱にかかわる諸行動は、当事国において「人間の安全保障」を推進するための活動ともかなりの程度、オーバーラップする（第1図の網掛け部分）ことがわかるだろう。極限的な人道危機に対する行動と、人々に対するより広範な脅威に取り組む諸措置とを区別することは、政治や外交の観点からは必要なときもある。しかし、支援の現場では、より包括的・統合的に、「人々の生」の確保という1点で関係主体がシームレスに政策オプションを提供し合えるかどうか重要なことも認識しておく必要がある。

では、なぜ「保護する責任」論と「人間の安全保障」論とを区別しようとする誘因が働くかと言えば、それは、言うまでもなく前者において、政府が残虐な行為に加担をしている場合、断固たる行動（第3の柱）をとる場合もあるとして、当事国に対して国連安保理決議の授權を得た武力行使オプション（平和強制行動）が想定されているためである。日本などが定義する「人間の安全保障」アプローチは、もともと対象とする事態に極度の人道被害は含んでいないことから、武力行使は最初から除外されている。もっとも、ひとつの例外的な行動としては、「ロバスト（強力）な平和維持活動」を挙げることができるだろう。これは、当該国において多くの文民に犠牲を強い、和平を突き崩そうとする武装勢力の執拗な攻勢に対し、国連平和維持部隊（PKF）の側もある程度の重装備で掃討作戦を実施するような場合である（たとえば、コンゴ民主共和国では国連平和維持活動〔PKO〕は「介入旅団」を組織して、武装勢力の制圧を行なっている）。

たとえ人道危機への対応であり、かつ、最後の手段であるとしても、国際社会による懲罰的な武力行使は賛否の双方から激しい論争になりがちである。それというのも、平和のための軍事的な強制行動でも文民に被害が及ぶ可能性を排除しえないこと、軍事作戦が人道的な救援を超えた対象国の体制崩壊をもたらしうること（セルビアやイラクやリビアがその例）、また、主要国の意思で行動にダブル・スタンダードが発生しうること（たとえば、2010—11年のリビア危機ではカダフィ政権への軍事行動はとられたが、2011年のシリア危機でオバマ政権は結局、作戦を見送っている）などの問題が残るためである。議題が安保理に提起され、決議が採択されるかどうかは安保理常任理事国次第である。他方、米英などが強い意思で臨めば、たとえ中国やロシアの反対によって安保理決議のお墨付きが得られなくても、「有志国連合」を組織して事態に対応することはありうる。

「人間の安全保障」概念は、最初から武力行使オプションを外すことで当事国の警戒感や猜疑心を取り除き、コミュニティーの人々が直面する多様な恐怖や欠乏に対応できるように考慮されている。そのためにも2012年9月に採択された国連総会決議A/RES/66/290は、国連の場での「人間の安全保障」概念の共通理解を具体的な文言で表現した点で有益であった。この共通理解のなかには、この概念が、人間の保護と能力強化を主要な目的にする一方で、武力による威嚇や武力行使または強制行動のオプションは除外すること、これが国家の安全

保障を代替するものではないこと、国家のオーナーシップに基づき、内政に干渉をしないことなども明記されている⁽¹²⁾。筆者は、以前、こうしたエレメントをもつ「人間の安全保障」概念を「トウキョウ・コンセンサス」と称し、前向きに評価をしたことがある⁽¹³⁾。たしかに、言葉尻だけをとらえれば、国家（国連加盟国の政府）に相当の配慮をし、「人間の安全保障」概念の当該国政府に対する「無害性」ばかりを強調しているように思われる。だが、こうした前提条件の下であったとしても、人々やコミュニティを対象にした支援を行なうことのできる道筋を切り拓く意義は認められるのである。

終わりに——「人間重視」の秩序に向かって

20世紀が国家の時代であったとすれば、21世紀は、そのなかでどれだけ「人々」に対して直接支援できるのかが問われるべき時代になる必要がある。そして、いま、日本の「ODA大綱」の再度の見直しと、世界ではポスト2015年の新しい国際援助戦略が検討されるなか、「国際（＝国家間）の平和と安全」とともに「人間の平和と安全」の推進に向けた秩序原理もまた主流化させていくことが求められていると言えないだろうか。その意味で、「人間の安全保障」アプローチは重要だが、われわれはさらにそのスコープを広げ、よりトータルなかたちで「人々の生」の保護と能力強化（それは、言い換えるならば、人々の自由と潜在力の拡大である）に向けて努力していなければならないと筆者は考えている。

日本が他国に先駆けて「人間の安全保障」概念を自国のODA政策の柱のひとつに据え、バイマルチのチャネル（日本は国連の「人間の安全保障基金」設置を主導した）を使い実際の援助プロジェクトやプログラム案件を通じてその概念を具体的な現場で実践に移し、さらに、国際場裏で概念の国際的な規範化にも寄与してきたことは、高く評価されてよいだろう。それは、世界の援助潮流をさらに前進させ、より「人間の平和と安全の維持」という新領域に導く視点と実績としても有益なはずである。

しかし、日本の政府自体がその価値に気付いていたかどうかは疑問が残る。日本のこれまでの開発援助政策の理念と体制の流れを4期に分けて分析した恒川によれば、「人間の安全保障」は、戦後、日本自身の経済開発に主眼が置かれた第1期・第2期から、自らが援助大国となり、援助の目的も開発途上国の貧困削減、人道的問題、平和、民主化、人権保障、持続的成長、環境・保健・医療・女性問題・麻薬・テロ対策などの「地球規模課題」へと多元化した第3期を経た第4期に打ち出された概念として整理されている⁽¹⁴⁾。そして、恒川は、日本には第3期までに拡散化・多元化した援助の諸目的や課題を「人間の安全保障」というひとつの理念の下に統合する機会を有しながらそれを逸したばかりか、基本的生活分野（BHN）支援、構造調整、ミレニアム開発目標（MDGs）などシンプルで一元的なメッセージを打ち出す国際援助潮流に追随するにとどまり、さらには対応が中途半端だと批判されていたと指摘する⁽¹⁵⁾。これは、長年の経済の停滞を経験した日本がODA支出を納税者に十分説明しきれていなかっただけでなく、国際社会に対しても十分にアピールしきれていなかった現実を物語っているとさえ言えないだろうか。

だが、恒川は、21世紀に入って15年が経とうとする今日、新興ドナーや民間ドナーの拡大

などの新展開を受けて、国際援助潮流が変化しうる時期にきていると言う。そうしたなか、日本が人々の保護だけでなく自力更生とダウンサイド・リスク対応力の強化を重視する「人間の安全保障」概念を通じ、貧困削減と民間経済活動の強化をより長期的な開発に繋げるインターフェースとして国際援助界を指導していく機会を見出す恒川の視点には、大いに共鳴する⁽¹⁶⁾。

本稿では「人間の安全保障」概念をさらに広い「人間の平和と安全の維持」という文脈に位置づけ、従来の「国際の平和と安全の維持」を主流とする国際的な秩序原理を補完する視点を強調しているが、それは筆者もまた、そうした新しい理念アプローチを日本発で打ち出す意義を強く感じている1人だからである。そして、世界各地で人々が自ら声を上げているいまこそ、その陰にはさらに多くの声なき声があることを認識し、また、日本自身も3・11東日本大震災の被災を通じ、「人間の安全保障」にかかわる脅威を実体験するなか、「人間重視」の理念を国内・国際両面で広げていくべき時期にあると考える⁽¹⁷⁾。「人間の平和と安全の維持」を主要な目標とする新たな秩序イメージを筆者は「未来共生秩序」と呼んでいるが、その概要は別稿に譲るとして⁽¹⁸⁾、日本はそのODA政策や外交力を通じ、「人々」の視点に立った支援の国際的な主流化を促す主要な役割を果たせる実績と能力があるとの確信とともに本稿を閉じることにしたい。

- (1) 緒方貞子「人びとを取り巻く脅威と人間の安全保障の発展」『国際問題』603号（2011年7・8月合併号）、1ページ。
- (2) 外務省『2013年版政府開発援助（ODA）白書——日本の国際協力』。
- (3) 同前、iページ。
- (4) 本節での分析の要点は、星野俊也「国家軸の国際秩序 限界に」『日本経済新聞』（2014年9月11日）でも紹介している。
- (5) 星野俊也「『保護する責任』と国際社会の正義」『国際政治』171号（2013年1月号）、129–143ページ。
- (6) International Commission on Intervention and State Sovereignty, *Responsibility to Protect*, International Development Research Centre, December 2001.
- (7) Gareth Evans, *The Responsibility to Protect: Ending Mass Atrocity Crimes Once and For All*, Washington, D.C: Brookings Institution Press, 2008; Alex J. Bellamy, *Responsibility to Protect: the Global Effort to End Mass Atrocities*, London: Polity, 2009; Ramesh Thakur, *The Responsibility to Protect: Norms, Laws and the Use of Force in International Politics*, London: Routledge, 2011; 政所大輔「国連における『保護する責任』概念の展開——リビア危機への適用をめぐる」、日本国際連合学会『国連研究』第13号（2012年6月）、国際安全保障学会編『国際安全保障（「保護する責任」のゆくえ）』第40巻第2号（2012年9月）ほかを参照。
- (8) 国連安保理は、決議1265から10周年、また武力紛争の犠牲者の保護を盛り込んだジュネーブ4条約（1949年）から60周年を迎えた2009年に、「文民の保護」に関する決議1894を採択。同決議では、「文民それ自体やその他の保護されるべき人々を故意に〔攻撃〕目標とすること、および武力紛争の状況に適用される国際人道法および人権法の組織的で甚だしくかつ広範囲に及ぶ違反は、国際平和と安全の脅威を構成し得ることに留意し、また、かかる状況を審議し、必要な場合には、適当な措置をとる安保理の用意が整っていることを……再確認」する、と断じた。
- (9) 日本語版は、人間の安全保障委員会報告書『安全保障の今日的課題』、朝日新聞社、2003年。

- (10) 国連文書 A/63/677, *Report of the Secretary-General: Implementing the responsibility to Protect*, 12 January 2009.
- (11) Francis Mading Deng, *Sovereignty as Responsibility: Conflict Management in Africa*, Washington, D.C.: Brookings Institution Press, 1996.
- (12) 国連総会決議 A/RES/66/290 (2012年9月10日付)。
- (13) Toshiya Hoshino and Haruko Satoh, “Japan and an Emerging Approach to Human Security: A ‘Tokyo Consensus’?” William T. Tow, David Walton, and Rikki Kersten (eds.), *New Approaches to Human Security in Asia-Pacific: China, Japan and Australia*, Ashgate, 2012.
- (14) 恒川恵市「開発援助——対外戦略と国際貢献」、大芝亮編『日本の外交（第5巻）——対外政策 課題編』、岩波書店、2014年、173–197ページ。
- (15) 同前、188–189ページ。
- (16) 同前、191–196ページ。
- (17) 人文学者のスピヴァクは、われわれが、名もなく、また声を上げることのできない多くの人々の声を聞く努力をし、発言をしていく必要性を強調している。ガヤトリ・C・スピヴァク（星野俊也編／本橋哲也・篠原雅武訳）『いくつもの声：ガヤトリ・C・スピヴァク日本講演集』、人文書院、2014年。
- (18) 星野、前掲注4、星野俊也「未来共生学のすすめ」『未来共生学2014』第1号（大阪大学）。